

生活保護及び児童扶養手当の 見直し案

厚生労働省

平成17年11月4日

生活保護制度における国と地方の役割

地方の主張

○ 憲法25条に基づく国の責任
それに応じた高率の国庫負担

○ 全国一律が公平

○ 生活保護の基本は現金給付。業務の性格上裁量の余地がない

○ 保護率の地域間較差は、失業や高齢化など社会経済要因の寄与が大

厚生労働省の考え方

○ 憲法25条に基づく他の社会保障制度も、国・都道府県・市町村が重層的に役割・責任を分担し、それに応じて費用負担

○ 地域事情の的確な反映こそが公平
※地方にできることは地方に

○ 他法他施策を活用し、自立を助長することこそ生活保護の要
※公助から共助、さらに自助へ

○ 被保護者の実情把握や評価、自立させるための支援・指導の方法は、自治体毎の工夫
○ 自立助長に活用できる社会資源やネットワークは地域ごとに様々

○ 地域の産業育成、若者定着は街づくり政策として地域にも責任

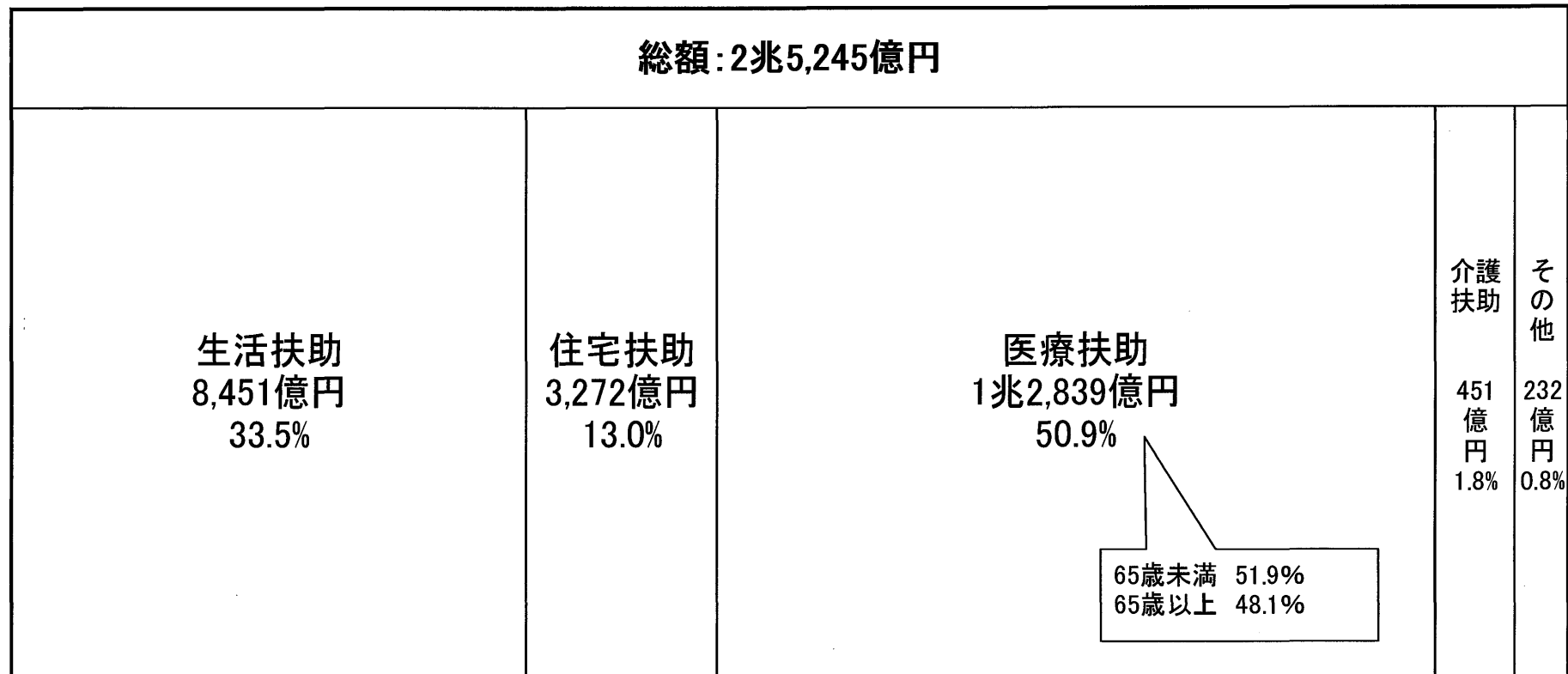
今後の生活保護の方向

○ 都道府県や保護の実施自治体への権限委譲や役割・責任の拡大

○ 地方への権限委譲や役割・責任の拡大と併せ、地方の財政負担の拡大

保護費の構図(平成17年度)

保護費の総額及び扶助の種別等の構成



生活保護の課題と今後の方向

課題

- 生活保護を適正・的確かつ公平に実施するためには、国・都道府県・保護の実施自治体が重層的に役割・責任を分担することが必要

- ・ 保護基準等は、地域事情を的確に反映したものであるべき

※ 地方にできることは地方に

- 他法他施策を積極的に活用し、被保護者の自立を助長することこそ生活保護の要

- ・ 被保護者の実情把握や評価、自立のための支援・指導の方法は自治体毎の工夫

- ・ 自立助長に活用できる社会資源やネットワークは地域ごとに様々

※ 公助から共助、さらに自助へ

今後の基本方向

～生活保護の抜本的改革～

- 都道府県や保護の実施自治体への権限委譲や役割・責任の拡大

- これと併せ、地方の財政負担の拡大
 - ・ 権限や役割・責任に応じた負担
 - ・ 他法他施策の国庫負担率・補助率との整合

【具体的方向】

- ・ 生活扶助基準や住宅扶助基準の設定権限の地方への委譲
- ・ 国庫負担率 3/4 → 1/2
- ・ 住宅扶助の一般財源化
- ・ 都道府県負担の導入

三位一体の改革

「地方にできることは地方に」

・ 税源移譲

・ 地方の裁量拡大

これにより、国と自治体が一体となった適正な保護行政の実施が可能に